

静岡県告示第29号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年1月22日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
エチル＝2－[1－（5－フルオロペンチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3，3－ジメチルブタノアート及びその塩類（通称名5F－EDMB－PINACA）	令和3年1月23日
メチル＝[1－（4－フルオロベンジル）－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3－メチルブタノアート及びその塩類（通称名AMB－FUBICA、MMB－FUBICA）	令和3年1月23日
（8R）－1－（シクロプロパンカルボニル）－N，N－ジエチル－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキサミド及びその塩類（通称名1cP－LSD）	令和3年1月23日
メチル＝3－メチル－2－[1－（ペント－4－エン－1－イル）－1H－インドール－3－カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類（通称名MMB－022、AMB－4en－PICA、MMB－4en－PICA）	令和3年1月23日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。